

および中学校教育の目的規定（同法第35条）中の「中等普通教育」を加えた三つの用語とセットとして理解すべきものとされる。現行学制は国民教育制度の根幹をなす小学校、中学校および高等学校の三つの学校全体を通した教育目的を普通教育とし、これを3段階に区分し、小学校では初等普通教育を、中学校では中等普通教育を、そして高等学校では高等普通教育を施すものとして構造化したわけである。ただし、高等学校の目的は高等普通教育のみでなく専門教育を合わせ課すとしている点で小・中学校のそれとは異なっている。

普通教育とは、日本国憲法第26条にいうそれを指し、国民すべてがそれを学ぶ権利をもち、また学ぶことが期待される教育である。この普通教育を初等、中等、高等と区分する指標については種々議論があり、一般には、小学校、中学校および高等学校の教育目標（学校教育法第18、36、42条）とそれに基づいて各学校ごとに定められる学習指導要領により確定される、と解されている。

現行学制の高等普通教育なる語が旧学制下のそれと同一であることをもって、高等学校特にその普通科を旧学制下の中等教育と同じく選抜制を前提とし、上級学校進学準備をする学校とみるのは正しくない。現行学制の高等普通教育は、①前述のように本質的には普通教育であってその高等の段階として位置づけられており、②中学校教育が小学校教育から直接に続くと同様に、高等学校教育も中学校教育から直接に続く教育とされており、③中学校教育と高等学校教育とを合わせて中等教育としているからである。④現行学制が、旧学制下のように高等普通教育とは区別される勤労青少年のための学校を用意していないことにも注目する必要がある。

❖旧学制における高等普通教育 旧学制においては初期には「中学校ハ高等ナル普通ノ学科ヲ授クル所トス」（「教育令」1879）、「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ノ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」（「中学校教則大綱」1881）などの用例が見られた。

法令上の「高等普通教育」は1891年の中学校令中改正に「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス」とあるのが初出である。1899年に全面改正された中学

高等普通教育

わが国の教育法令上の用語である「高等普通教育」は、第2次大戦後の新学制（現行学制）で用いられている場合と旧学制で用いられている場合とがあり、同じ言葉でありながら意義を異にしている。

❖現行学制における高等普通教育 現行学制においては、「高等普通教育」は、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」という学校教育法中の高等学校教育の目的規定（第41条）においてのみ用いられている。この場合の「高等普通教育」は、小学校教育の目的規定（学校教育法第17条）中の「初等普通教育」

校令が「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」とし、同年制定の高等女学校令が「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と定めたことにより、中等教育の目的を「高等普通教育」と規定する方式が確定した。この場合の「高等普通教育」については、中流階級の教養育成という政策企図の表現とみる考え方もあるけれども、阿部重孝が指摘したように、むしろ「主として高等専門教育の準備として必要なる一般陶冶」（『教育改革論』1937）を意味するものである。

これ以後、名実ともに帝国大学の予備課程であった旧制高等学校の目的も常に「高等普通教育」とされ、中学校令中のそれとの区別と関連において規定された。すなわち、1911年の高等学校令が「……中学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スヲ目的トス」、1918年の高等学校令が「男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ」、1943年の同令改正が「男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ」としたことがそれである。 <佐々木享>

▶ 中等教育、中学校(旧制)、高校学校、中学校令、高等学校(旧制)

[参考文献]

佐々木享『高校教育論』大月書店、1976